

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、1名の傍聴人がおり、入室を促した。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に内田栄作農業委員、平野修一農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に田中農業委員会事務局長、書記に大畑次長、関根副主幹、加藤主任を任命した。

4 議 事

議案第51号

特定農地貸付の承認申請について

議 長 議案第51号特定農地貸付の承認申請について事務局に説明を求めた。

事 務 局

こちらは、特定農地貸付の承認については市民農園開設のためのもので、上尾市農政課と協定を結んでおります。それでは説明させていただきます。申請番号1、地区は大谷地区、所在は壱丁目南の2筆。地目は登記、現況ともに畑である。申請人は記載のとおり。市街化区域の農地で、生産緑地の指定は受けておりません。また、承認を受ける前に貸借をしていましたが、そのことについて申請者から謝罪をうけております。

議長 この件につきまして、現地調査がされているかと思しますので、担当の委員さんより報告をお願いいたします。

(担当委員) 大谷地区の新井幸夫委員より報告があった。1月26日、大谷地区の安藤委員、千葉委員、藤倉委員の4名で現地調査を行った。現地調査を行った結果、農地として問題ないと判断した。

議長 本件について意見を求めたが、意見がないため、議案第51号について採決を行ったところ、全員賛成で賛成する事を宣した。

議案第52号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議長 議案第52号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について事務局より説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。申請番号1、地区は上尾地区、所在は日の出三丁目の2筆。地目は登記現況とも畑。相続人、被相続人は記載のとおり。納税猶予区分は相続税。相続発生日は記載の通り。経営面積は60.34アール。続柄は親子。

続きまして申請番号2、地区は上尾地区、所在は日の出三丁目の2筆。地目は登記、現況とも畑。相続人、被相続人は記載のとおり。納税猶予区分は相続税。相続発生は記載の通り。経営面積は2.88アール。続柄は親子。

議長 この件について現地調査が行われているかと思しますので、各委員さんからの説明をお願いします。

(担当委員) 原市地区の黒須信明委員より報告があった。1月26日、原市地区の黒須邦明委員と上尾地区の鈴木智一委員の3名で現地調査を行った。作付けも適切に行われており、問題ないと判断した。

議長 本件について意見を求めた。

新木農業委員 申請番号2番について、備考欄にある経営面積は何処か。また、全体面積のうちの一部であるが、除外地はどの様な利用状況になっているのか。また、申請番号1番と2番の作付けはそれぞれなのか、一体なのか。

事務局 先ず申請番号2番の経営面積の場所は日の出四丁目であります。二つ目の除外地については駐車場として利用しております。また、作付けと言うよりも維持管理を行っております。それぞれの相続人が管理しております。

新木農業委員 相続税の納税猶予において、農地の保全管理だけではどうなのか。

事務局 直ぐに耕作出来る状態であれば問題ないと思います。

議長 他に意見があるか確認するが、意見がないため、議案第52号について採決を行ったところ、全員賛成で賛成する事を宣した。

議案第53号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議長 議案第53号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、事務局より説明を求めた

事務局 こちらの生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願ですが、申請人より1月23日に取下げの申し出があったことから、議案第53号につきましては取下げとさせていただきます。

議案第54号 令和7年度上尾市農業施策等に関する意見の提出について

議長 議案第54号上尾市農業施策等に関する意見の提出について、事務局に説明を求めた。

事務局 法令に基づき提出するものであることと、意見書内容を説明する。

議長 本件について意見を求めた。

内田農業委員 令和7年度とあるが、令和6年度では無いのか。

事務局 本来ならば、次年度予算要求時提出するはずであった。次年度の施策に反映するようにしたため令和7年度としている。

議長 他に意見は、の問いかけに、意見がないため、議案第54号について採決を行ったところ、全員賛成で提出する事を宣した。

議案第 5 5 号

令和 6 年度 1 月期農用地利用集積計画の承認について

議 長

上尾市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、関係する委員は議事に参与できないので、この議案に係る藤倉委員に退席を求めた。

<委員退出>

議 長

議案第 5 5 号令和 6 年度 1 月期農用地利用集積計画の承認について、担当課である農政課に説明を求めた。

農 政 課

計画の概要を説明する。

議 長

本件について意見を求めた。

新木農業委員

審議・決定後の利用集積総面積・総筆数が令和 6 年度 1 2 月期と同じだが誤りではないか。

農 政 課

新規ではなく今回は更新に係る再設定のため同じになります。

議 長

他に意見は、の問いかけに意見がないため、議案第 5 5 号令和 6 年度 1 月期農用地利用集積計画の承認について採決を行ったところ、全員賛成で承認する事を宣し、一時退席していた藤倉委員の入室を促した。

<委員入室>

議案第 5 6 号

令和 6 年度 1 月期農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

議 長

議案第 5 6 号令和 6 年度 1 月期農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、担当課である農政課に説明を求めた。

農 政 課

計画の概要を説明する。

議 長

19 番、20 番は本人がお見えになっておりますので、1 から 18 番について意見を求めた。

新木農業委員

議案書報告第 10 号の合意解約は本計画に反映しているが、同じ地番で耕作者が違う。

農 政 課

今回は合意解約により農地を中間管理機構に戻し改めて貸し付けをしたもの。

議 長

中間管理機構の貸し借りはこのようにおこなう。報告にある人の中には自分の農地を中間管理機

構に貸し、自分で借りている場合もある。自分で耕作している人が解約をして別の人に貸付ける。中間管理機構の場合はこうなる。

市村推進委員
農政課
内田農業委員

合意解約してまで中間管理機構に移さなくてはならない。契約期間まではそのままが良いはず。途中で耕作者が変更になる場合であり、契約期間は引き継ぐ。

解約が7月で新規が4月から借りる場合3か月のブランクは農地の利用できるのか。申請してから3、4か月かかるが先に耕作を始められるのか。

議長

今度、研修会で取り上げた方がよい。

他に意見が無いようであれば19番、20番の借り受者の入室を促した。

<借り受者入室>

借り受者
議長

自己紹介を行った。

本件について意見を求めた。

市村推進委員
借り受者
内田農業委員

採れた農作物は全て保育園で消費するのか。もっと増えたら市場に廻すのか。

トマトは誤飲防止で園では使用しないで、出荷している。根菜類は園で利用し余剰は市場に。

農福連携を図るとの事だが、近くに上平作業所があり、同じようなことをしているが競合しないのか。

借り受者

今までも袋詰めなどを依頼しており、今後も同様に行う。福祉は競合より横のつながり強く、情報共有をしている。

議長

他に意見があるか。無ければ質問は以上とさせていただきます。

<借り受者退出>

議長
議案第57号

議案第56号について採決を行ったところ、全員賛成で意見なしとすることを宣した。

地域計画案に対する意見について

議長

議案第57号地域計画案に対する意見について、担当課である農政課に説明を求めた。

農 政 課
議 長
新木農業委員
農 政 課
新木農業委員
新井推進委員

地域計画の概要を説明する。
本件について意見を求めた。
どの様に周知するのか。
市の掲示板の告示やホームページ。今回で終わりでなく始まりと考えて欲しい。
農協を通じて地域計画の縦覧があることを伝えたほうが良い。
地域計画の目的は集約だと思うが、小さい筆が多いが。大きくした場合、境界杭は無くなってしまふのでは。

農 政 課
内田農業委員
農 政 課
内田農業委員
農 政 課

土地の座標値をもっているので復元は問題ない考える。
計画案3ページの自分の作付けの記載に誤りがある。
承知いたしました。訂正いたします。
借り受けたりすると面積が変わるが。
変わったら変更する。
本件について意見を求めたが、意見がないため、議案第57号について採決を行ったところ、黒須邦明委員より質問がでた。

黒須農業委員
農 政 課

原市地区は計画に入っていないが。私はどうしたらいいのか。
令和4年に法改正があり、調整区域も含まれることになったが、県に確認したところ、農振農用地で進めて欲しい。追って調整区域も（黒須邦昭委員が言葉を遮る）

黒須農業委員
農 政 課
黒須農業委員

そうではなく、計画に同意するかどうか。地域に計画がないのに。
是非とも賛成して頂きたい。市の農業委員として考えて欲しい。
地域がないと責任感が持てない。自分を評決から外して欲しい。原市地区の委員として（個人的には賛成だが）。

議 長

本件について採決を行ったところ、賛成多数で意見なしと決定した。農政課の退出を促した。

<農政課退出>

5 報告第5号専決処分について

- (1) 農地法第4条の届出の受理について
- (2) 農地法第5条の届出の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の合意解約の通知について

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後3時44分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和7年1月27日

議 長

署名委員

署名委員